

(別紙)

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和7年度第4／四半期(令和8年1月～3月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った 主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考
令和8年 4月24日	第八十八栄伸丸	曳船兼押船	株式会社栄伸海事工業 (法人番号:2260001016802)	岡山県 倉敷市	令和8年1月20日	発航前検査の未実施 及び操練の未実施等 に関する違反事実を 確認したため。	戒告 (船員法第8条、 第14条の3第2 項等)	
	第三大晴丸 第十三興徳丸	貨物船	御前崎海運株式会社 (法人番号:6240001037409)	広島県 豊田郡 大崎 上島町	令和8年3月11日	航海の安全の確保及 び航海当直部員の証 印を受けていない者 に当直をさせていた 等に関する違反事実 を確認したため。	戒告 (船員法第14の 4、第117条の2 第1項等)	

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。